

(学生・教職員の皆様へ)

新型コロナウイルス感染症への対応指針について [注意喚起：第14報]

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、令和2年3月11日に、世界保健機構(WHO)から「パンデミック」宣言が行われ、日本国内では4月16日に、政府から全都道府県を対象として緊急事態宣言が発出されました。

その後、5月6日に全都道府県に対する緊急事態宣言が5月31日まで延長されましたが、5月14日には、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県を除く39県に、5月21日には大阪府、京都府、兵庫県の3県に、5月25日には残りの5都道県にそれぞれ、緊急事態宣言の解除がなされました。

しかし、全国的な感染者数は、6月下旬より、首都圏を中心に4月中旬のピーク時にせまる増加を見せしており、香川県内でもクラスターの発生が確認されるなど、予断を許さない状況となっています。

ついては、本学における新型コロナウイルス感染への対応について、以下に記載しますので、当該基本方針を踏まえ、感染防止に努めるようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染防止に関する本学及び社会における対応状況は日々変化していますので、定期的な最新情報の確認をお願いします。

※1 学生に関する記載は、以下、赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

※2 本対応指針で記載する「所属学部・研究科等の事務」とは、学生の場合は各部局の学務担当、教職員の場合は各部局の総務担当を示します。

1. 感染症予防について

- 体調確認を徹底すること
- 3つの密（密閉・密集・密接）の防止を徹底すること 【十分な間隔の確保、換気の実施等】
- 飛沫感染、接触感染の防止を徹底すること 【**マスク着用、手指消毒の徹底等**】
- ※ **マスク非着用者が散見されますので、キャンパス内では必ずマスクを着用してください。**
- 厚生労働省による「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を可能な限りインストール
- ※ 詳細は別紙『「新しい生活様式」の実践例』を参照ください。

2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について

2-1 風邪等の症状が見られる場合

- 軽い発熱や咳などの症状が見られる場合は、当該症状が完治するまで、勤務措置については、教職員は特別休暇(有給)とします。
- 学生の場合は、発熱や咳などの症状がみられる場合、当該症状が完治するまでは、大学構内への立ち

入りを禁止します。なお、発熱等の体調不良、又は大学構内への立ち入りが禁止されたこと等により、遠隔講義の受講が困難と認められる場合は、特別な事由による欠席(公欠)扱いとなりますので、所属学部・研究科等の事務まで申し出てください。

＜教職員の特別休暇について＞

令和2年3月6日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇(有給)の適用について」に基づき、特別休暇(有給)を適用します。

- 下記の症状のいずれかに該当する場合は、速やかに、「帰国者・接触者相談センター」（以下、相談センター）に相談してください。（香川県の場合、5月18日より「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター Tel：0570-087-550」で一元対応する事となりましたので、そちらへご連絡ください。）

☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方を指します。

☆ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 ※※

(※※症状が4日以上続く場合は、必ず相談センターに相談してください。症状には個人差がありますので、症状が強いと思った場合や、解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)

- 相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 相談センターから受けた指示を含め、本人等から、**電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員は給与福利グループへ報告してください。
- **診断の結果、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、登校・出勤せずに、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 新型コロナウイルスへの感染が確認された方の通学、勤務措置については、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日から14日間は外出を控え、登校禁止または就業禁止(有給)とします。

2-2 新型コロナウイルスの感染者に濃厚接触したと疑われる場合

- 下記の事例に該当するなど、感染者に濃厚接触して自分自身が感染した可能性が高いと判断される場合は、躊躇せず電話で所属学部・研究科等の事務へ相談して、その指示に従ってください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、保健管理センターと相談のうえ協議してください。なお、個人情報の取扱いについては、特段の配慮をもって対応いたします。
(例1)生活を共にしている家族、またはそれに準ずる人が感染者、若しくは検査対象者になった場合
(例2)感染が確認された施設や乗り物に同じ時間帯にいたなど、感染の可能性が高いと思われる場合
(例3)参加せざるを得なかった会議、会合等の参加者から、後日、感染者の発生が確認された場合
(例4)保健所から連絡があり、検査等を勧められた場合

※ 学生及び教職員の新型コロナウイルス感染疑いに関して、休む場合のフローチャートを併せて公開いたします。

3. 海外渡航について

○ 海外への渡航については、原則禁止といたします。

解除時期については、厚生労働省・外務省等の動向を見て判断するものとします。

○ 既に海外渡航済の者は、帰国後は、体調の変化に充分注意し、下記「4. 帰国後の医療相談について」に従ってください。

4. 帰国後の医療相談について

○ 入国した空港等の検疫所の指示に従ってください。

○ 検疫所あるいは紹介された医療機関から受けた指示について、**本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。

○ 海外から帰国後翌日から14日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観察してください。入念な体調観察を行うとともに、自宅待機(自宅学習等)としてください。自宅待機期間の取扱については、教職員は就業禁止(有給)とします。

○ 学生、教職員は、**本人等から所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。

○ 帰国後14日間の観察期間内に発熱等の風邪症状が出た場合は

上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について**に基づいて行動してください。

5. 県外への移動及び県外からの移動について

○ 不要不急の県外への移動については慎重に検討してください。県外へ移動する場合には、自身の体調に留意して感染防止対策に細心の注意を払い、帰県後、体調に不安がある場合は、所属学部・研究科等の事務へ電話で連絡してください。なお、県外へ移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取っておいてください。

また、教職員が、県外から、学外者に来学してもらう場合等には、検温や3密の回避等十分な感染防止対策の徹底をお願いします。

6. 教職員の在宅勤務について

- テレワークを実施する場合、本学の情報セキュリティポリシーを遵守した上で、実施することとします。

7. 香川大学への入学等を希望されている留学生等の受入方針について

- 以下のページを確認してください。

<https://www.kagawa-u.ac.jp/kuio/24793/> (香川大学への入学等を希望される留学生等の皆様へ)

8. 学生活動について

- 7月以降の活動については、別途サークルへ周知しますので、確認ください。ただし、各学部のサークル活動については、各学部の状況により対応が異なる場合があるため、各学部の指示に従ってください。

なお、感染防止徹底のため、キャンパス内でのマスク着用は引き続き徹底してください。マスク着用状況が芳しくない場合、サークル活動等の中止措置を実施する場合があります。

9. 諸行事の開催について

- 本学が主催するイベント等の開催は、令和2年6月2日に香川県から発出された『「感染予防対策期」の対策について』で示された開催条件（屋内の場合、5,000人または収容定員の半分のうち、小さい方を上限とする。屋外の場合、十分な間隔を確保できること。）を満たせば、可能とします。また、飲食を伴うイベント・会議等を実施する場合、**1. 感染症予防について**に記載してある原則を遵守して、実施してください。開催にあたり、感染拡大防止の観点から、令和2年7月10日に香川県から発出された『催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について』に記載されている事項について留意願います。（詳細は別紙を参照ください。）

本学以外の主催イベント等への学生及び教職員の参加については、感染予防対策が充分取られている場合、可能とします。

今後、政府等の方針及び地域の状況に応じて、日々状況が大きく変化する場合もあります。最新情報に即して、新たな対応を取る場合は、香川大学 HP(<https://www.kagawa-u.ac.jp/24945/>)（特設 HP：新型コロナウイルス感染症への対応について）でお知らせいたしますので、定期的な確認をお願いします。

※ 学生に関する記載は赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

令和2年7月22日

危機対策本部長

寛 善 行

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 洗いは30秒程度**かけて**水と石鹸で丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □**3密の回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝、体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合わせは換気とマスク

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年7月10日
香川県新型コロナウイルス対策本部

感染予防対策期における催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」（令和2年7月10日香川県新型コロナウイルス対策本部会議資料）のほか、開催の検討に当たって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

記

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・イベントを開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。
- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談をすること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126

海外渡航者の登校制限

海外から帰国した

NO

YES

帰国の翌日から発熱・
せき等の風邪症状が無く、
14日を経過している。

YES

NO

所属学部 of 学務係に連絡し、
症状無く、14日を経過する
まで自宅待機してください。
（症状が有る場合は右上の「風邪症
状が有る場合の登校制限」を参照）

無症状

登校可

但し、現在は
キャンパスへ
の入構が原則
自粛となって
います。
（※ 生協、PC
ルーム及び図
書館等利用は
限定的に可）

風邪症状の場合の登校制限

発熱・せき等の風邪症状
があるか？

NO

YES

所属学部 of 学務係に連絡、
治癒するまで登校禁止と
します。

治癒

登校可

但し、現在は
キャンパスへ
の入構が原則
自粛となって
います。
（※ 生協、PC
ルーム及び図
書館等利用は
限定的に可）

※解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、
解熱後24時間以上が経過し、咳等の呼吸器症状が完全
に改善した場合、その翌日から登校可とします。

下記のいずれかの場合「帰国者・接触者相談センター※」
に相談し、その指示に従ってください。

- ① 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかが
ある場合。
- ② 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等がある人、透析を受けて
いる人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人で、発熱
や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
- ③ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
※香川県の場合、「新型コロナウイルス健康相談コールセ
ンター：0570-087-550」に相談してください。

新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡チャート【教職員対応】

風邪症状の場合の 出勤制限

※海外から帰国の際は、「海外
から帰国後の対応について」の
流れに沿って対応すること

発熱・咳等の
症状がある。

YES

☆息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある
☆重症化しやすい方(※注意喚起本文参照)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
☆上記以外で、発熱や咳などの比較的軽い症状が続く

YES

「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示に従う。

◆所属部局の総務担当に連絡◆

NO

出勤可

NO

出勤不可
治癒するまでは
特別休暇

◆所属部局の総務担当に連絡◆

※解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、
解熱後24時間以上が経過し、咳等の呼吸器症状が完全に改善した場合、その翌日から出勤可とします。

◆連絡を受けた所属部局の総務担当は、事務連絡フォーマットに、確認事項を記載し、給与福利グループへ連絡すること。

海外から帰国後の対応について【教職員対応】

【令和2年7月22日現在】

